

様式第3号(第4条関係)

認定養成施設の変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

認定養成施設の変更があつたので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 認定養成施設の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話：

2 変更があつた事項

変 更 の 事 項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 認定養成施設の名称 (3) 認定養成施設の位置 (4) 学則(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。) (5) 実習施設の名称、所在地、開設者の氏名(法人にあつては名称)又は概要
変 更 前	
変 更 後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

- 1 変更について法人の決定を確認できる書類(議事録の写し等)
- 2 学則の新旧対照表及び新学則全文(変更事項(4)の場合)
- 3 変更事項(4)の場合であって、入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合
 - (1) 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書
 - (2) 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書
 - (3) 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額
- 4 変更事項(5)の場合であって、実習施設の追加又は変更の場合は、当該実習施設における実習を承諾する旨の開設者の承諾書(様式第1号の「臨床実習施設承諾書」に準じる。)

(備考)

- 1 この届出書は、変更があったときから1か月以内に提出すること。
- 2 変更事項(4)の場合であって、入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は、新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに提出すること。
- 3 変更事項(5)の場合であって、実習施設の追加又は変更の場合は、当該実習施設に関する次の事項を「変更後」欄に記載すること。
 - (1) 名称
 - (2) 面積(種別が「医療機関等」である場合は記載を要しない。)
 - (3) 所在地
 - (4) 種別(「附属の臨床実習施設」、「はり、きゅうを行う施術所」又は「医療機関等」の別)
 - (5) 最近1年間のはり、きゅうの施術を受けた者の延べ数及び施術日1日当たりの平均人数(種別が「はり、きゅうを行う施術所」である場合のみ記載すること。)